

令和8年度埼玉県内大規模集客施設等におけるサーキュラーエコノミー普及啓発業務委託に係る企画提案競技に関する質問への回答

令和8年5月29日

No.	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書4 (1)	イベントの実施場所について、大規模集客施設の敷地内における屋外スペースも実施場所として認められますか。それとも屋内に限定されますか。	屋外スペースで開催する場合、天候状況によって、開催内容の変更又は中止となる懸念があるため、屋内での開催を想定しております。 但し、屋外であっても広範囲にわたって屋根が設置してあるなど天候状況による開催内容の変更又は中止となる懸念がない場合もあると思いますので、企画提案内容においては、屋内に限定をしていません。
2	仕様書4 (1)	「実施日数は2日間/箇所以上とし、期間限定の特設展示等も可とする」について、2日間は連続での開催が必須でしょうか。異なる日程に分けての実施も可能でしょうか。	効果的な広報・集客、出展企業・団体等の調整、開催時の設営及び運営等が円滑かつ支障なく実施できるのであれば、「2日間連続開催」は必須ではありません。